

バカンスクーポンの廃止について

組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者が共済組合の宿泊施設等を利用して旅行する場合、所定の条件を満たすとＪＲ運賃（普通乗車券）の割引ができる「バカンスクーポン」について、令和４年１０月１日乗車分より廃止となりましたのでお知らせいたします。